

芦屋大学論叢 第81号  
(令和6年3月25日)抜刷

《調査報告》

現代大学生の校則観についての一考察

—「生徒指導提要」の理念との関係で—

湯 尾 慎 一



## 《調査報告》

### 現代大学生の校則観についての一考察 —「生徒指導提要」の理念との関係で—

湯 尾 慎 一  
芦屋大学臨床教育学部非常勤講師

#### 1. はじめに

生徒指導提要（旧版）には「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています」と記されており<sup>1)</sup>、改訂された現行版では、定義と目的がそれぞれ「生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自發的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う」「生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする」と記されている<sup>2)</sup>。また教育基本法の第1条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とある。しかしながら、実際には生徒一人一人の人格を尊重しているとはいがたい生徒指導が散見される。以下では、それに対する現代の大学生の意識を、著者が担当する芦屋大学臨床教育学部の教職科目「生徒・進路指導の理論と実践」の2022年の受講生のアンケート結果から考察する。

#### 2. 児童の権利に関する条約と校則の関係

##### 2.1 病気などで髪を失った子どものためのボランティア活動であるヘアドネーションと校則

朝日新聞デジタルから2017年2月2日付の記事「ぼくが3年伸ばした髪、がん・脱毛症の子へ 寄付広がる」を引用する<sup>3)</sup>。

がんの治療や脱毛症で髪に悩む、18歳以下の子どもへの『ヘアドネーション』（髪の寄付）が、全国に広がっている。人毛100%のウィッグ（かつら）を贈る大阪市のNPO法人には連日、同世代の子どもから、何年も伸ばしてカットした髪が届く。贈る側と贈られる側。子どもたちの思いを髪がつなぐ。千葉県船橋市の小学5年木村仁（じん）君（11）は昨年5月、長さ40センチほどの髪を寄付した。

小2の夏から、約3年間伸ばし続けてきた。寄付は2回目だった。4歳の時、七つ上のいとこの昔の写真に驚いた。髪もまゆもない。『なんでつるつるなの？』。母は、がん治療の副作用で抜けたのだと教えてくれた。『何かできることはないかな』。母から髪の寄付のことを聞き、幼稚園年中の12月から2年半伸びし、32センチの髪を贈ったのが最初だった。」

4月の初回講義でこの記事を資料として受講生に配布した。そして以下のように受講生に問いかけた。「この記事の出来事は2月のものである。小学校5年生の男子児童は4月に6年生になった。来年の4月に、あなたが生徒指導主事を務める中学校に入学する。あなたは校則をどのようにするのが適切と考えますか?」そう問題提起したうえで、次の選択肢から各自の考えに近いものを選択させた。これは多くの学校で男子の長髪を禁止する校則が存在することを前提として、それを改めて考えさせる問いかかけである。

- 1 頭髪に関する校則廃止
- 2 女子と同じ基準にする
- 3 登録生徒のみに認める
- 4 木村くんのみに認める
- 5 男子の長髪は認めない
- 6 そのほか

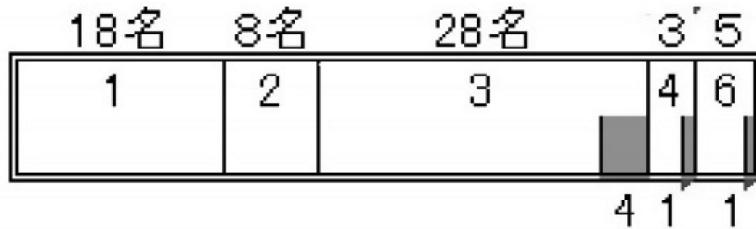


fig.1 ヘアドネーションする男子生徒の入学に際してどのような措置をとるか

5と回答し「ヘアドネーションを認めない」と回答した学生が存在しなかった。この点については個人的に安心した。しかし「3」「4」「6」と回答した学生のなかに「中学高校生のときに学校の頭髪指導で自分自身が嫌な思いをした学生」がそれぞれ4名、1名、1名いた。「自分自身が嫌だと感じた生徒指導」を自分自身が教員になった際に行おうと考えていることは負のスパイラルであるといえよう。

著者は講義で、「『疑間に思ったことは法律違反かもしれない』と疑ってみることから始めよう。それが児童生徒および先生にとって生活しやすい学校になる第一歩になる」といつも述べている。優先すべき順序は「日本国憲法」「条約」「法律」「条例」「政令：省令」「契約」であり、ここでは「児童の権利に関する条約」「教育基本法」「学習指導要領・生徒指導提要」「校則」の順に優先度が高いことを理解させている。したがって、「子どもがボランティア活動をするという自己決定」は条約に基づく権利であり、「校則」で覆すことはならない。また自己決定が尊重されなければならないことは、「教育基本法」および「生徒指導提要」からも明らかであると論じている。したがって、それをしっかりと理解している学生は、児童の権利に関する条約で「身体に関する自己決定」が規定されているため、「頭髪に関する校則」は直ちに廃止すべきものであると考えることができるであろう。しかし、学生の意識としては、必ずしもそうなっていない。知識と意識のズレが生じているといえよう。

## 2.2 制服の着用に関する問題

多くの中学校・高等学校で制服が制定されている。児童の権利に関する条約では「服装に関する自己決定」も規定されている。したがって制服も廃止すべきではないかと講義で提案し、それについての意見を求めた。日本国憲法第26条2には「義務教育はこれを無償とする」と規定されている。かつて義務教育の教科書が

有償であった時代に「教科書代の返還請求」を行う訴えがなされたが、最終的に判決では却下された。義務教育の無償に関して原告が主張する「就学費全部無償説」と被告である国が主張する「授業料無償説」の対立であった。その際、最高裁判決は「授業料無償説」を支持したが、「財政が許せば無償にしてもかまわない」と付帯した<sup>4)</sup>。そのため「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を制定し、義務教育の教科書を無償とした。

このように今日においても、「授業料無償説」が確定しているので、「制服代がかかるのは仕方がない」とみなされがちであるが、「財政が許せば」全員に支給することも可能である。また「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき、援助の必要のある児童生徒に対しては市区町村は制服を援助しなければならないと解することもできる。

これらを踏まえ、小中学生の登校時の服装についてどうあるべきかを「制服」「標準服」「私服」の3種類につき、「a 全員に支給」「b 援助が必要な人には支給」「c 援助なし」を組み合わせて、受講生に選択させ回答を求めたところ、次のようにになった。

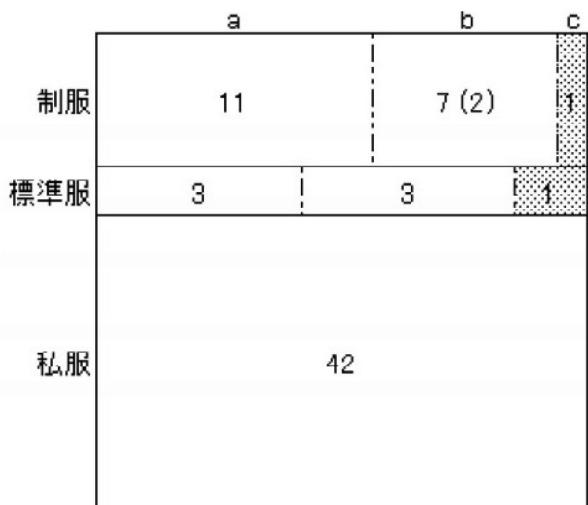


fig.2 小学生の服装はどうあるべきか

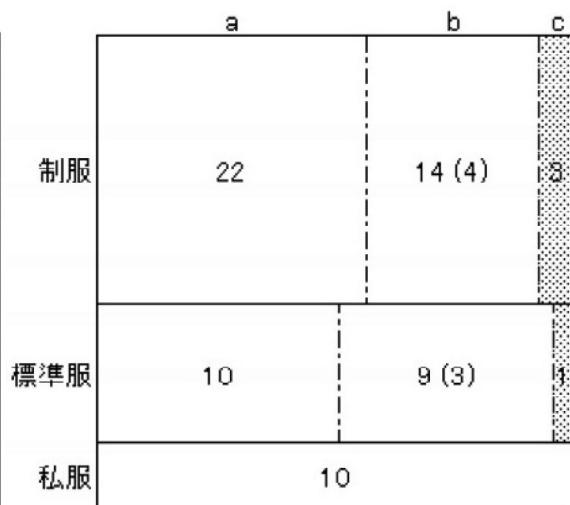


fig.3 中学生の服装はどうあるべきか

小学生の服装では6割以上が私服を支持したのに対し、中学生の服装では私服を支持したのは14%であった。カンコー学生服のホームページ（カンコーホームページ【Vol.197】）によると制服を着用に関する調査では「制服を着ていなかった」の回答は小学校72.3%、中学校6.0%であったことから、これらは自分自身の経験からそのように回答したと考えられる。

制服に関する生徒指導上の問題点は先述したように「子どもの服装に関する自己決定権」を侵害することである。制服などを廃止し、私服のみとする利点として、制服代を行政も保護者も負担する事がなくなるので、負担なく「義務教育の完全な無償化」に近付けることができる。ここで生じる問題として、服装に関する就学援助ができないことが挙げられる。そこで標準服を制定すれば、就学困難者には標準服の支給ができる、場合によっては標準服を着用しないことで「子どもの服装の自己決定権」も保証できる。このように指摘したうえでの問い合わせであったが、fig.2とfig.3の結果となった。なかでも「制服c」を選択したのは「就学困難者に対して援助しない」という選択であり、これはもはや法律に違反しているといえよう。

## 2.3 校則なしていじめを防止などの生徒指導はできるか

文部科学省は2013年5月16日通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」のなかで「（別紙1）学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」において、いじめは犯罪であると述べている。また「いじめ防止対策推進法」において学校の、責務を規定している。

したがって校則が存在しなくても、法律に基づくいじめに関する指導は可能である。また青少年保護育成条例などにより非社会的行為が定義されており、非社会的行為は条例違反であるので、大部分の生徒指導で「校則を廃止し法令に違反した生徒の処分を伴う指導をする」という方法が可能である。また児童の権利に関する条約に従い頭髪や服装に関しての指導を行わないとする条件下で、「校則の廃止」に賛成か反対かの意見を求めたところ、fig.4のように校則の廃止に関して、81%の学生が賛成するという結果が得られた。

この意識は、学校は教育の場であるから特別であるというこれまでしばしば唱えられた考え方と対立するものである。

賛成	反対
47	
	11

fig.4 校則を廃止し「法律に違反した生徒に懲戒を与える」という指導方法に関する見解

## 3. 進路指導およびキャリア教育との関係

### 3.1 職業指導・進路指導およびキャリア教育は児童生徒個人に言及

文部省の『職業指導の手びき－管理・運営編』(1955)には「学校における職業指導は、個人資料、職業・学校情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒みずからが将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が教育の一環として、組織的、継続的に援助する過程である」とある<sup>5)</sup>。また『進路指導の手引－中学校学級担任編』日本職業指導協会(1961)には「進路指導とは、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒みずから、将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的、継続的に援助する過程である」とある<sup>6)</sup>。さらに『進路指導の手引－高等学校ホームルーム担任編』日本進路指導協会(1983)では、「進路指導は、生徒の一人ひとりが、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、進路の世界への知見を広くかつ深いものとし、やがて自分の将来への展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己実現を達成していくことに必要な、生徒の自己指導能力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、継続的な指導・援助の過程」と言う<sup>7)</sup>。キャリア教育はこれらを踏襲している。

したがって進路指導においては、生徒一人一人の個性を重んじることは生徒指導と同様であり、児童の権利に関する条約の自己決定権に沿ったものとなっている。今日の学生の意識はこうした考え方と一定のずれを示しているように思われる。

### 3. 2 進路指導の手引きなどに反する指導

こうしたずれは、学生特有のものではなく、現在の教育界の状況や考え方を反映したもののように思われる。教育新聞（2020年11月10日）には「ブラック校則」の事例が示されている。そのなかに長髪の男子生徒が中学校の教室への入室を許可されないということがある。ところが、その記事によると当該生徒はバンド活動でのメジャーデビューを目指しており、自分の将来の生き方についてよく考えているということである。生徒が自己の将来をみすえつつ、自己表現を模索しているにもかかわらず、たんに一方的に長髪を否定することは、文部科学省の方針にも反するだけではなく、「児童の権利に関する条約」に規定された自己決定権にも反している。さらにそのため義務教育を受けさせないのは違法行為である。この詳細は別稿に譲るが、進路指導においても、校則には生徒の個性の伸長を妨害しているものが存在することが理解できる。

## 4. 結語

2022年度芦屋大学の教職科目「生徒・進路指導の理論と実践」で、著者は生徒・進路指導を行うにあたって、どのような観点からアプローチすべきかを中心講義を行った。とくに優先順位として、「日本国憲法」「条例」「法律」「条例」「政令・省令」「契約」の順にその優位性が重視されることを強調した。しかしながらアンケート結果では、受講生の多くに、教育現場で生徒に最も近接する「契約」である「校則」を無批判に受容する傾向があることを把握した。そのため、その後の講義では、上位にある「児童の権利に関する条約」や「教育基本法」および「生徒指導提要」を熟読すること、「校則」に無批判に受け入れるのではなく疑義をもって考察する視点を設定し、学生が自分自身で考えることの重要性を訴えた。

このような講義構成を行うようになったのは、著者がかつて高等学校に勤務していた1990年代に、生徒の指導に当たって「児童の権利に関する条約」を意識しない行動をする同僚が多いことを知ったからであった。そして今日もなおそうした事実が存在するように見受けられる。

たとえば、現在も小中高の教諭との交流はあるが、「教育基本法」の改正（2006年）および「生徒指導提要」の告示（2010年）を受けても、それに反する校則に疑問をもたない者が少なくないことは依然問題であると考えている。そこで講義では、校則に依らずとも法律や条例に違反した場合に懲戒を与えることができる根拠を示したうえで、校則が存在しない状態でも生徒指導が可能であることを論じたところ、憲法や条約・法令が校則の上位規程ということをしっかりと認識し、校則廃止に賛成した受講生が8割以上出たことは大きな成果であった。

なお、進路指導においても、生徒一人一人の個性を尊重することは生徒指導と同様であり、「児童の権利に関する条約」の掲げている自己決定権に沿うものである。したがって結論からいえば、問題のある校則は進路指導に悪影響があると考えられる。これに関しては次稿に譲ることとする。

2023年度の講義のまとめの感想のなかに、ある受講生の意見として、「教員になるかどうかに関係なく人間はどうあるべきか。もし教員になったときどういったことをすべきか。何を知る必要があるか。お話を中で教えてもらいました」とあった。筆者の講義の意図が、このようにしっかりと伝わった学生がいたことは非常に喜ばしいと感じた。生徒個々人に個性の伸長を図る生徒・進路指導ができる教師を育てるために、筆者自身のさらなる研鑽が必要であることを実感させる感想であった。

## 引用文献

- 1) 文部科学省（2010）生徒指導提要.
- 2) 文部科学省（2022）生徒指導提要 改訂版.
- 3) 朝日新聞デジタル（2017年2月2日12時02分）「ぼくが3年伸ばした髪、がん・脱毛症の子へ寄付広がる」  
<http://www.asahi.com/articles/ASK1C4JJJK1CPTIL00T.html> 2017年3月31日閲覧.
- 4) 最高裁判所大法廷（判決）判例集（民集 第18巻2号343頁）義務教育費負担請求（昭和38(オ)361）  
1964年2月26日.
- 5) 文部省（1955）『職業指導の手びき－管理・運営編』日本職業指導協会.
- 6) 文部省（1961）『進路指導の手引－中学校学級担任編』日本職業指導協会.
- 7) 文部省（1983）『進路指導の手引－高等学校ホームルーム担任編』日本進路指導協会.

## 参考文献

- カンコー学生服（2022年6月28日）「世代別の中学校の制服タイプ」 カンコーホームルーム【Vol.197】  
[https://kanko-gakuseifuku.co.jp/media/homeroom/vol\\_197](https://kanko-gakuseifuku.co.jp/media/homeroom/vol_197) 2024年1月1日閲覧 .
- 文部科学省（2013年5月16日）「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）（別紙1）学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1335369.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335369.htm) 2024年1月1日閲覧.
- 教育新聞（2020年11月10日）「これからどう見直す？ブラック校則改善の戦略」  
[https://www.kyobun.co.jp/close-up/cu\\_20201110/](https://www.kyobun.co.jp/close-up/cu_20201110/) 2021年4月13日閲覧.
- 文部科学省『中学校・高等学校キャリア教育の手引き』実業之日本社発行、2023年.